

令和5年度山梨県中小企業脱炭素経営推進支援事業業務委託
企画提案公募公告 募集要項

次のとおり企画提案を募集します。

令和5年7月4日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

2023年3月、本県では「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年カーボンニュートラル達成するため、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度(2013年度)比で50%削減すると位置づけたところであり、当該目標の達成のためには、県内企業の脱炭素化に向けた取組の一層の推進が必要不可欠である。

本事業では、県内企業に対してセミナーやワークショップを通じて脱炭素経営の認知度や取組状況を向上させ、脱炭素経営に取り組む企業の増加を図ることで、本県地域の温室効果ガス排出量の削減や、地域としての産業競争力の向上につなげることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 委託業務の名称

山梨県中小企業脱炭素経営推進支援事業業務委託業務

(2) 委託内容

別紙「令和5年度山梨県中小企業脱炭素経営推進支援事業業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(3) 事業者の公募方法

公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

受託を希望する事業者は、企画提案応募資格確認申請書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者(評価結果が最上位の事業者)を委託契約候補者として選定する。

(4) 予算上限額

金2,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

3 スケジュール（仮）

(1) 募集開始	令和5年7月4日（火）
(2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限	令和5年7月17日（月）正午
(3) 質問受付期限	令和5年7月17日（月）正午
(4) 企画提案書提出期限	令和5年7月24日（月）正午
(5) 書類審査※書類審査	令和5年7月31日（月）予定
(6) 審査結果通知	令和5年8月1日（火）予定

4 参加資格の確認について

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 2018年度以降、国、地方公共団体、その他民間企業からの同種の又は類似の業務（企業の脱炭素経営の推進に向けた業務等）を受託した実績を有する者であること。

(2) 応募資格確認申請書及び添付書類

- ① 応募資格確認申請書
- ② 誓約書
- ③ 過去5年間の同種又は類似業務の実績

(3) 募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、「3 スケジュール」に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 応募資格確認申請書の提出場所

環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
電話番号 055-223-1506 (直通)
質問送付先 メール:kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参又は郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

5 企画提案書の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

① 企画提案書(様式なし)【5部】

- ・ A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ(A3版折込可)、24P以内
- ・ 日本語表記で11ポイント以上を目安とする
- ・ 仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項を記載すること

項目	内容	
経営状況	<ul style="list-style-type: none">・ 会社概要等・ 過去の類似事業の実績とノウハウの活用	
業務推進体制	<ul style="list-style-type: none">・ プロジェクトチームの編成、人員等の体制・ 企業にアプローチするためのネットワークの状況	
企画全体設計	<ul style="list-style-type: none">・ 「1業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、スケジュール案、コンセプト、税込合計見積額(個別の積算額については見積書で確認するため、積算単価についても明示すること。)・ 下記の事業をどのように展開し、最終的に参加企業の脱炭素化に向けた取組にどのようにつなげていくのか記載すること	
業務 詳細	(1) セミナー・ワークショップの開催	<ul style="list-style-type: none">・ 「1業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた実施内容を検討すること・ 参加者の理解の促進を図るため、必要に応じてワークショップの時間を設けること・ 実施概要について、開催回数や開催方法、目標参加企業数(上限・下限)等については、具体的に記載すること・ 開催方法について、会場又はハイブリッドでの開催を最低1回以上とし、参加企業の理解や取組の深化を図るため、事前・事後でのオンラインセミナー等を通じたフォローの実施等については妨げない・ 仕様書の内容で示した①②以外の内容についても、企業の脱炭素経営を推進する内容を追加で含めることは妨げない
	(2) 普及啓発用資料の作成	<ul style="list-style-type: none">・ (1)で活用した資料や当日のセミナー・ワークショップ等の内容を反映し、今後、本県が県内企業に対して脱炭素経営の推進を働きかける際に活用可能な、普及啓発用資料の作成を行う((1)で実施したアンケートの結果等も踏まえた内容とすること)・ 当該資料は県HPに掲載するほか、県等が県内企業に対して脱炭素経営についてPRする際等を実施することを想定している・ 以下の2つの資料を作成すること。・ ただし、作成・納品するものは電子データのみとする。<ul style="list-style-type: none">➢ 説明用資料(複数ページ。A4横)➢ 上記説明用資料の概要版(1ページ。規格自由)

項目	内容
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の目的等を踏まえて、追加で実施できることがあれば記載すること。 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ セミナー内のワークショップにおいて、参加事業者自身の温室効果ガス排出量の算定を行う過程までを支援する内容を加える ➤ セミナー内のワークショップにおいて、温室効果ガス排出量の算定に加えて、今後の企業に必要な取組について検討する内容を加える ➤ セミナー実施後、参加企業からの脱炭素経営に向けた相談窓口の設置（対応回数の制限あり）

② 見積書【1部】

- ・ 税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。様式は任意とするが可能な限り各事業毎の金額が把握できる形とすること
- ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書【5部】

- ・ 様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。

④ 直近2年分の損益計算書・貸借対照表の写し【5部】

(2) 提出方法

持参又は郵便により、期限までに提出先に必着のこと

(3) 提出期限

令和5年7月24日（月）正午必着

(4) 提出先

環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
電話番号 055-223-1506（直通）
質問送付先 メール：kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 質問の受付

① 受付方法

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

② 受付期間

令和5年7月4日（火）から7月17日（月）正午まで

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者全てに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

6 審査の実施について

(1) 選考方法

(別紙) 審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 結果の通知

企画提案書類・見積書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第2次審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4参加資格の確認について」で示した参加資格を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書(様式任意)によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 企画・地球温暖化対策担当
電話番号 055-223-1506 (直通)
メール: kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp